

特別な配慮を要する外国をルーツとする児童を指導するための資質能力の育成

－教育学科開講科目「外国人児童生徒教育概論」を通して－

Developing the qualities and abilities to guide Children with Foreign Background Who Require Special Consideration: Through the Lecture “Education for Foreign Students” in the Teachers’ Education Course

松井 千代

MATSUI Chiyo

1. 研究主題の設定理由

1990年の「出入国管理及び難民認定法」(以下、入管法)の改正以来、在留外国人の数は急速に増え、それに伴い、日本の学校に在籍する外国人児童生徒は年々増加している。文部科学省が行う「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(2021)ⁱによると、公立学校(小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校)における日本語指導が必要な児童生徒数は58,307人となった。これは、前回調査より7,181人増加(14.0%増)となり、二年に一度の調査が始まった平成20年からの推移をみると1.7倍になっている。また、同調査結果概要ⁱⁱでは、日本語指導の必要な外国籍児童生徒のうち65%が小学校に在籍しているという結果もある。このような状況のもと、小学校における教育現場では、こういった児童への理解と、生活面や学習面からの支援が一層求められる事態となっている。小学校教員を目指す本学文学部教育学科学生にとっては、教科教育の指導法と同様に、学校現場を取り巻く様々な問題の一つとして、このような現状に適切に対応できる力が必要である。

教員を目指す大学生にとって「特別な配慮を要する児童」について学ぶことは必須である。特別な配慮を要する児童とは、特別支援学校や特別支援学級に通学・通級する児童だけが対象ではない。通常学級に「学習面または行動面で著しい困難を示す」児童生徒が8.8%(推定値)いるとの調査結果ⁱⁱⁱからもわかるように、通常学級の担任であってもこのような児童生徒に対しての理解と支援が必要となるためである。また、急増する外国をルーツとする児童は特別な配慮の必要な存在であることは間違いない。何らかの障害を持つ外国人児童生徒の存在は別で述べるとして、来日すぐであれば、日本語で日常会話が十分できない、文化の違いによる学校生活で戸惑うことが多いなど、学習面でも生活面でも困難を抱えている児童がいる。また、滞在期間が長くなったとしても、学年相当の学習言語能力が身に付かず、学年が上がるにつれて学習活動への参加に支障が生じている児童や、自分のアイデンティティに悩む精神的なサポートの必要な児童もいる。本学教育学科選択必修科目「外国人児童生徒教育概論」では、外国にルーツのある児童生徒の現状・実態を把

握し、彼らの背景を理解し、そのうえで小学校教員として何ができるか考えることを目標としている。学生がこの授業で得た学びが、今後現場で生かされ、現在の課題となっている外国人児童生徒への適切な支援の一助となることを期待している。

本研究では、まず外国人児童生徒支援の現状として、特別の教育課程とその実施状況について確認する。そして、外国人児童支援の課題となっている人材養成のために開発された「外国人児童生徒等教育を担う教員養成・研修モデルプログラム」を概観し、本学開講科目「外国人児童生徒教育概論」の内容との関連を検証する。それを踏まえ、この授業を履修した学生がどのような学びを得られるかを考察するものである。

2. 外国人児童生徒に対する支援の現状—特別の教育課程による日本語指導

2.1 外国人児童生徒に対する文部科学省の施策

入管法の改正以来増え続ける外国人児童生徒に対して、教育現場で様々な課題が浮き彫りになってきたことを受けて、文部科学省は、2005年の「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の作成・配布を行った。その後、就学の充実を図るための検討会の設置により、適応指導及び日本語指導において地方公共団体が取り組む施策が検討された。「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」や、体系的指導のための「外国人児童生徒受け入れの手引き」、「外国人児童生徒教育研修マニュアル」などがこの検討により開発され公表されたものである。2008年の経済危機を経て、ようやく国が主体となり、制度面でも受け入れ体制の整備をはじめたといえる（小島，2015）。これまでの日本語指導は、佐久間（2014）の述べたように、児童への指導をするもしないも教育委員会や学校の意向次第であり、それゆえ自治体間や学校間の格差も大きかった。しかし、2011年に設置された「日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実のための検討会」の提言及び「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方について」の公表で、国として指導の充実を図るために舵を切ったといえよう。提言及び公表された一つが「特別の教育課程による日本語指導」である。

2.2 特別の教育課程による日本語指導

2014年4月に学校教育法施行規則の一部を改正され、外国人児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、通常の教育課程による指導だけでなく、対象とする児童生徒の日本語能力に応じた特別の指導（日本語指導）が必要と判断された場合、「特別の教育課程」^{iv}を編成して指導を行うことが可能となった。①日本語能力の向上（学校生活に適応するための日本語能力も含む。）②在籍学校において日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の養成が目的とされた。氏名、性別、生年月日、国籍、ルーツのある国名、家庭状況や主な使用言語、入国年月日、学校受入年月日、生育歴・学習歴、進路希望の情報を記載した個別情報カルテを作成し、各児童生徒の日本語能力、指導目標・内容・

形態・方法、指導期間・記録、学習評価、指導者・指導補助者、指導場所を記載した個別の日本語指導計画を作成するというものである。この作成とともに、児童生徒別の大まかな指導内容、指導時間数、指導形態を教育委員会に提出する。

筆者はこの2014年に、公立小学校の国際学級、いわゆる日本語支援の必要な児童のための通級教室の担任として勤務していた。「特別の教育課程による日本語指導」（以下、特別の教育課程）導入のための研修会が勤務校のある市教委主体で開催され、市内各小学校の日本語支援等担当者に説明がなされた。勤務校のあるこの市は自動車産業で働く外国人労働者が在住し、1990年の入管法改正当初から多くの外国ルーツの児童生徒を抱える市であった。そのため、対象となる児童生徒に対して、すでに個別情報カルテの独自の作成や児童個々に立てた指導方針等があったことにより、この特別の教育課程の受け入れは当事者としてはスムーズに感じられた。このとき筆者は、帰国入国を繰り返す児童生徒であったとしても、今後日本のどの学校に転校しても、彼らの背景を共通認識として迅速に把握することができ、かつ、日本語指導の継続的な支援が受けられると喜ばしく思っていた。しかしながら、文部科学省(2019)の調査では、「特別の教育課程」による日本語指導を受けているのは、日本語指導が必要な児童生徒の47.2%にとどまっている。もちろん、その他の児童生徒らが日本語指導を受けていないということではない。日本語指導が必要な児童生徒のうち、外国籍児童生徒の91%、日本国籍児童生徒の88.1%が在籍する学校において特別な配慮に基づく指導を受けている。ただ、この調査結果は裏を返せば、日本語指導が必要にもかかわらず、適切な指導を受けることができていない児童生徒もいまだいるということである。これは、地域や学校による当該児童生徒数の差もあるだろうが、かれらを指導するための教員の専門性と人員不足の問題が関係している。小島(2015)の「特別の教育課程」導入直後における調査においても、導入を検討中または検討する予定がないと答えた学校の理由として、「特別の教育課程の研修の不足とそれの指導にあたる教員が不足しているため」や「専任の担当がおらず、ボランティアで対応していることから、決まった形の計画を立てにくい現状である」などの『力量不足・教員不足』にかかわる意見が挙げられていた。先述した2019年の調査においても、特別の教育課程を実施していない理由に、「日本語と教科の統合的指導を行う担当教員がいないため」、「個別の指導計画の策定や学習評価が困難なため」等といった同様の理由が挙げられている。現職教員に対する日本語指導の必要な児童生徒の背景を理解するための研修が求められるとともに、教育を担う人材の養成が早急に必要である。人材不足の現場の声が上がるなか、2017年に文部科学省は「外国人児童生徒等を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」を新たに打ち出した。2019年には全国に向けてこの事業で開発されたプログラムを発表し、現場での今後の活用を期待している。次章ではこのモデルプログラムについて概観し、本学教育学科開講科目「外国人児童生徒教育概論」との関連性について述べていく。

3. 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム

文部科学省が 2017 年度より日本語教育学科に委託し三か年計画で推進した「外国人児童生徒等教育を担う教員養成・研修モデルプログラム開発事業」(ここで開発されたプログラムを以下、モデルプログラムとする)では、外国人児童生徒等教育を担う教員に必要な資質・能力として、「捉える力」「育む力」「つなぐ力」「変える／変わる力」の4要素を挙げている。さらに8つに課題領域に分け、具体的に求められる力を提示している。以下の図1では、左が資質・能力のモデル図「豆の木モデル」となり、右は資質能力の4要素が具体的にどのような領域で、具体的な力が求められるかを表している。



豆の木モデル：外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力モデル

資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の見点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的文脈に位置付けることができる。
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。
変える／変わる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。

図1 外国人児童生徒等教育を担う教員に必要な資質・能力モデル図と具体的に求められる力

(日本語教育学会 2019)

このような資質・能力を身につけさせるために、「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修の内容構成」(表1はその一部)が作成され、これを基にした具体的なプログラムが考案されている。現在公表されている表は、A～Nの14の内容に分かれ、その内容で取り扱う大項目や小項目が設定されている。また、事例集^{vi}には、これらの項目に即した指導案が事例として紹介されており、「基礎」を学ぶ受講者なのか、日本語指導を「専門」として児童を指導する学ぶ受講者なのか、地域や学校で「支援員」として学ぶ受講者なのか、対象者にとってどの項目を扱うのが適切かについても示されている。これによって講義担当者や研修実施者が適切な内容を選び、カリキュラムを構成することが可能となっている。

しかし、岡崎(2019)の述べるように、外国人児童生徒等教育を担える人材を養成するために学ぶべきことの大枠は示されているものの、指導における具体的な内容や方法、効

表1 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修 内容構成の一部(日本語教育学会 2020)
外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修のための「モデルプログラム」ガイドブック』p.7～10より抜粋

外国人児童生徒等教育を担う教員の「養成・研修の内容構成」

内容	○大項目 ・小項目 ※項目の一部は複数の内容で取り扱う
A 外国人児童生徒等教育の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○グローバル化と外国人児童生徒等 <ul style="list-style-type: none"> ・多文化化する学校 ・複言語主義 ・多文化主義 ・言語的マイノリティ ○文化間移動とライフコース <ul style="list-style-type: none"> ・成長・発達視点 ・社会参加と自己実現 ・アイデンティティ ○多文化共生教育 <ul style="list-style-type: none"> ・異文化間能力 ・ダイバーシティ ・市民性 ○公教育の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・社会的正義、公正性 ・学習権・言語権 ・教育コミュニティ ○日本語教育の位置付け
B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人児童生徒等の現状と背景 <ul style="list-style-type: none"> ・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」 ・在留外国人統計 ・在留資格 ・児童生徒の出身地の教育制度 ・来日の社会的歴史的背景（国際結婚、難民、中国帰国者、日系移民、在日コリアン） ○外国人児童生徒等教育施策 <ul style="list-style-type: none"> ・「特別的教育課程」としての日本語指導 ・文部科学省開発のカリキュラム、教材、評価ツール ・就学義務と学習権（不就学、義務教育年齢超過） ・学校制度と入試（高校入試、定時制高校、夜間中学、進学・退学率） ○地域の特性 <ul style="list-style-type: none"> ・当該自治体の多文化化状況（集住／散在） ・エスニック・コミュニティ ・外国人支援の状況
C 学校の受け入れ体制	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体の受け入れの流れ ○自治体（教育委員会）の指導体制 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語学級の設置 ・拠点校（センター校） ・巡回指導 ・通級 ・初期集中日本語指導教室（プレクラス） ・就学前準備教育教室（プレスクール） ・日本語指導員・母語相談員の派遣 ○校内の指導体制 <ul style="list-style-type: none"> ・校務分掌（外国人児童生徒等教育担当、日本語指導担当） ・スクール・カウンセラー、ソーシャルワーカーとの連携 ・教員の加配 ・派遣日本語指導員、母語相談員 ・ボランティアの日本語支援者、学習支援者、母語支援者 ・取り出し指導（抽出指導）／入り込み指導 ・「特別的教育課程」と個別の指導計画 ・評価と成績 ○教員・支援員間の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・校内教職員・支援員の連携 ・他校との連携 ・保幼小中高間連携
D 文化適応	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人児童生徒等の文化 <ul style="list-style-type: none"> ・宗教 ・習慣 ・学校文化（「隠れたカリキュラム」） ・非言語行動 ○文化接触 <ul style="list-style-type: none"> ・自文化中心主義／文化相対主義 ・文化本質主義／文化構築主義 ・ステレオタイプ、偏見、差別 ・対話 ・異文化の受容 ・自己肯定感 ○子どもの文化適応

果の検証については研究の蓄積に乏しいため、今後検討を進めていく必要がある。

筆者が担当する科目「外国人児童生徒教育概論」においては、2018年度より、このプログラムの検証協力とともに、内容構成を参考に、シラバス上の授業内容に反映している。以下の図2は、2018年度第14回の「外国人児童生徒教育概論Ⅰ」の授業で行った授業作成手順を、モデルプログラムの活用例を基に示したものである。

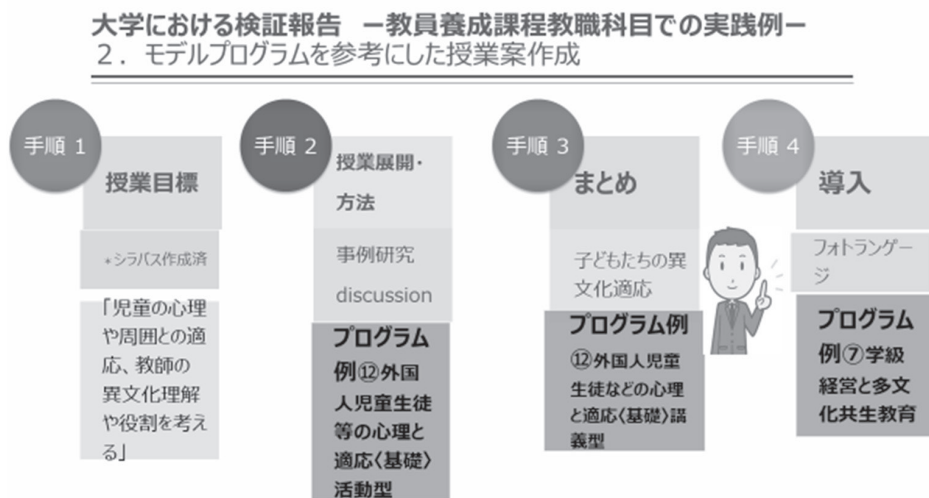


図2 授業におけるモデルプログラム授業案作成例

(「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」シンポジウム2018 筆者発表資料より抜粋)

授業目標と授業展開・方法は、すでに計画されていたシラバス上の内容と、プログラムに示された内容構成にある「D文化適応」に関する事例集⑫(表1Dの○大項目1)^{vii}と一致した内容であったため変更することはなかったが、導入については、事例集⑦(表1Aの○大項目3)にあたる)を参考に、フોトランゲージ(1枚の写真から語られるものを受講者が予想し本時のねらいを導き出す)を取り入れ、受講者に多文化共生教育に目を向けさせた。

このモデルプログラムの内容構成については、これまで筆者が担当した「外国人児童生徒教育概論Ⅰ」及び「外国人児童生徒教育概論Ⅱ」で生かされている。小学校教員を目指す学生の在籍する本学教育学科で開講されているこの授業では、モデルプログラムでいえば、履修学生を教員養成「基礎」を学ぶ受講者としてみなしている。次章では「外国人児童生徒教育概論Ⅰ」における授業内容を確認し、学生の振り返りからどのような学びが得られたかを考察していく。

4. 教育学科科目「外国人児童生徒教育概論Ⅰ」

「外国人児童生徒教育概論Ⅰ」及び「外国人児童生徒教育概論Ⅱ」を履修する学生は、外国をルーツとする児童生徒に対する背景知識も日本語指導についても学んだことのない

学生が多い。履修する学生はほとんどが小学校教員を志望する学生たちである。学生らが、モデルプログラムが目指す資質・能力の「捉える力」と「育む力」をどのように理解し身に着けることができるか、また、将来学校現場に立った時に、履修を通して得た学びが「つながり力」や「変える／変わる力」の素地になるかということについて、自らの授業の検証とともに、学生たちの学ぶべきことについて考察を加えていきたい。

4.1 外国人児童生徒教育概論 I の授業概要

この授業のシラバスに記載している授業目標は、「複数言語環境を持つ外国人児童生徒がどのような課題に直面しているかを理解し、学校や地域における現状把握と取り組みについて考える」ことである。また、授業概要には、「日本語指導が必要な児童生徒数が全国第1位の愛知県の現状を踏まえながら、先進的な事例や実践などを通じて、学校現場における教師の役割について考察する」と示している。以下は、2022年度における授業の概要及び授業計画（表2）である。

- 開講学科 文学部教育学科 ○科目類 選択必修科目
- 開講時期 3年生前期
- 使用教科書「日本語で学ぶ／複言語で育つ子どもの言葉を考えるワークブック」
- 授業計画 表2の通り （毎回ディスカッションテーマなどキーワードがある）

表2 外国人児童生徒教育概論 I 2022 の授業計画

	授業内容	キーワード
第1回	オリエンテーション	自身と外国人児童生徒との接点
第2回	子どもの直面する課題を考える1 移動する子どもたちとは	日本・愛知にすむ子どもたちの実態
第3回	子どもの直面する課題を考える2 日本で日本語を学ぶ子どもたち	日本語支援を受けるには 児童支援 Q&A
第4回	子どものことばの学びと実践を考える1 子どもの学びを支える教材1	日本語指導の実際（初期適応指導） わかりやすい日本語とは teacher talk
第5回	子どものことばの学びと実践を考える2 子どもの学びを支える教材2 国語	日本語指導の実際（教科指導） リライト教材
第6回	子どもの直面する課題を考える3 海の向こうで日本語を学ぶ	帰国児童生徒と日本人学校 子どもたちのライフストーリー①
第7回	子どもの直面する課題を考える4 ことばとアイデンティティ	母語・母文化とアイデンティティ 子どもたちのライフストーリー②
第8回	子どものことばと学びの実践を考える3 子どもの心とことばの学び	異文化理解 バイリンガリズム 子どもたちのライフストーリー③

第9回	子どもの直面する課題を考える5 ことばの学びとことばの力	第二言語習得 担任としてできること
第10回	子どものことばの学びと実践を考える4 その他の教科指導 算数	JSLカリキュラム
第11回	子どものことばの学びと実践	担任としてできる準備と工夫発表
第12回	子どものライフコースを考える1	ライフストーリーの解釈とまとめ
第13回	子どものライフコースを考える2 聞く	元外国人児童生徒の母語支援者の話を聞く
第14回	子どものライフコースを考える3 書く	前回の意見交換 ライフストーリーを書く
第15回	まとめ 最終のふりかえり	これからの自分

授業計画におけるキーワードは、教科書としているワークのテーマに沿ったものだが、ディスカッションのテーマや資料の選択には、モデルプログラム内容構成表にある大項目・小項目と照らし合わせ、支援の基礎として学生が学ぶべき内容を選択した。

4.2 授業内容とモデルプログラムとの関連と考察

指導計画の授業内容及びキーワードは、「モデルプログラム内容」AからL^{viii}にわたって広く取り上げるよう計画した。このように授業を計画することで、学生は、モデルプログラムが示す「基礎」受講者として学ぶべき内容を網羅できると言える。次に、まずは基礎受講者として対象となる児童を知ることを中心に考え、「A 外国人児童生徒の課題」、「D 文化適応」、「E 母語・母文化 アイデンティティ」を重点的に置いた。このことは、モデルプログラムで求められる資質・能力の『捉える力』の課題領域「子どもの実態の把握」や「社会的背景の理解」について理解を深めることが期待される。また、『育む力』の課題領域「異文化間能力の涵養」に関連して、教育学科学生であることから「J 在籍学級での学習支援」を考えられるように、キーワード「担任としてできること」やキーワード及び授業内活動としての「児童支援Q&A」を計画した。ある問題に対して教師としてどんな取り組みを考えるかなどの指導を取り入れたものである。将来小学校教員を目指す履修者にこのような気づきを得られることが大いに期待できる。さらに、『育む力』の課題領域「日本語・教科の力の育成」に関連する「H 子供の日本語教育の理論と方法」として、キーワード「わかりやすく話す」ということはどういうものかを考えさせたい。授業内活動では、リライト教材の作成や、teacher talkの指導をするといった演習が、学生に強い印象を残すであろう。「外国人児童生徒教育概論Ⅱ」でさらに模擬授業としての実践を行い、日本語を教える技術等の習得を目指していきたい。

このように、本授業は、モデルプログラムが目指す資質・能力の「基礎」の部分に十分に教授し、学生の多くの気づきを得ることができるのではないかと考える。

5. まとめ

モデルプログラムが目指す資質・能力の4要素の最後は「変える／変わる力」であり、その課題となる領域は「多文化共生社会の実現」と「教師としての成長」である。

学生の授業内の意見では、「外国人児童を特別扱いせずクラスの一員として接したい。」や「違いを認める学級をつくりたい」の声が聴かれ、多文化共生を目指すことのできる学級づくりを念頭に置いていることがわかった。本授業を通して、このような学生が増え、「変える／変わる力」を身に着けてほしいと願う。

i 文部科学省「「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」の結果（速報）について」

https://www.mext.go.jp/content/20220324-mxt_kyokoku-000021406_01.pdf

ii 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果の概要」

https://www.mext.go.jp/content/20221017-mxt_kyokoku-000025305_03.pdf

iii 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について」

https://www.mext.go.jp/content/20221208-mext-tokubetu01-000026255_01.pdf

iv 文部科学省「特別の教育課程」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm

v 特別な配慮に基づく指導とは、当該児童生徒に対して、「特別の教育課程」による日本語指導、並びに教科の補習等、学校で何らかの日本語指導等を行うこと（在籍学級や放課後を含む）である。

vi 事例集については、現在D-1などとし、内容に対応する事例が作成されている。事例はインターネット上のモデルプログラムサイト [KNiT knot-nethttps://mo-mo-pro.com/modelprogram](https://mo-mo-pro.com/modelprogram) で見ることができる。

vii 授業作成例当時は、内容構成（案）の項目に番号が振られており、それに対応した事例は「事例集 モデルプログラムの活用」（日本語教育学，2018）を参考とした。現在公表されている「内容構成表」は内容及び項目がそれぞれ整理され、大項目にあたる○のみの記載となり番号がない。事例は上記注viのインターネットで見ることができる。

viii 内容構成はAからNまでである。その内容は、A 外国人児童生徒等教育の課題、B 外国人児童生徒等教育の拝見・現状・施策、C 学校の受け入れ体制、D 文化適応、E 母語・母文化・アイデンティティ、F 言語と認知の発達、G 日本語の特徴、H 子どもの日本語教育の理論と方法、I 日本語指導の計画と実施、J 在籍学級での学習支援、K 社会参加とキャリア教育、L 保護者・地域とのネットワーク、M 現場における実践（実地教育・研修）、N 成長する教師（教員・支援員）の14となる。

参考文献

川上郁雄・尾崎史・太田裕子『日本語を学ぶ／複言語で育つ子どものことばを考えるワークブック』くろしお出版, 2014

小島祥美「特別の教育課程導入と外国人児童生徒教育」『移民政策研究』第7号, 56-70, 2015

岡崎渉「教員志望学生は外国人児童の指導現場から何を学ぶか」『兵庫教育大学研究紀要』第56巻, 151-159, 2020

佐久間孝正「文部科学省の外国人児童生徒受け入れ施策の変化」『専修人間科学論集社会学篇』第4号, 35-45, 2014